

資 料 編

1. 長久手町環境基本条例
2. 見直し計画策定の経過
3. 諮問・答申
4. 審議会委員
5. 検討委員会委員
6. 2005(H17)年環境に関するアンケート調査結果（抜粋）
7. 町の環境の変化
8. 用語解説

1. 長久手町環境基本条例

平成十二年三月二十九日

条例第十六号

(目的)

第一条 この条例は、本町における環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。

(町の責務)

第三条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、住民の健康で文化的な生活を確保するため、地域特性を活かした環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴って発生する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理及びリサイクルが図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本

理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第五条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる責務を有する。

2 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別及び排出に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第六条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

二 人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保するため、里山としての機能を持つ森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保、みどりの保全、良好な景観の創造及び保全並びに歴史的文化遺産の保全を図ること。

四 地球環境保全及び地域環境への負荷の低減を図ること。

五 環境の保全及び創造に関する住民参加の枠組みを創出し、住民参加を推進すること。

(環境基本計画の策定と公表)

第七条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)

を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第十三条に規定する長久手町環境審議会の意見を聞かなければならない。

- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 環境基本計画を変更する場合は、前二項の規定を準用する。

(施策の策定等及び環境基本計画との整合)

第八条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

(推進及び調整体制の整備)

第九条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進及び調整するため、環境調整に係る会議を設ける等必要な体制を整備することができる。

(環境教育及び学習の促進)

第十条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を促進し、住民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解を深めるととも

に、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、その推進に努めるものとする。

(自主的活動の支援等)

第十一条 町は、住民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に係る活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第十二条 町は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と連携しながら推進するよう努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第十三条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、長久手町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の組織等に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

- 2 長久手町公害対策審議会条例(昭和四十八年長久手町条例第十二号)は、廃止する。

2. 見直し計画策定の経過

年 月		内 容
2005 年	7 月 ~ 8 月	アンケート調査 住民、事業者、小学 5 年生、中学 2 年生
	9 月 ~ 10 月	庁内施策調査 事業の進捗確認及び新規事業の調査
	11 月 4 日	環境基本計画検討委員会（第 1 回） 議題：環境基本計画見直しの考え方について 環境の課題について 施策調査の結果について
	11 月 13 日	ながくて町民まつり 環境基本計画に関する周知啓発及び意見募集
	11 月 25 日	環境基本計画検討委員会（第 2 回） 議題：施策調査の結果について 環境基本計画素案（案）について
	12 月 15 日	環境基本計画検討委員会（第 3 回） 議題：環境基本計画素案（案）について
2006 年	1 月 5 日 ~ 16 日	環境基本計画素案の公開と意見の収集
	1 月 20 日	環境審議会（第 1 回） 議題：「長久手町環境基本計画の変更について」諮問 長久手町環境基本計画の素案について 素案公開における意見について
	2 月 8 日	環境基本計画検討委員会（第 4 回） 議題：環境基本計画素案に対する意見及び対応について 第 1 回環境審議会における審議会意見について
	2 月 20 日	環境審議会（第 2 回） 議題：長久手町環境基本計画案に対する質疑について 環境基本計画案に対する答申について
	3 月 17 日	「長久手町環境基本計画の変更について」審議会答申

3. 諮問・答申

諮問

18長環第26号
平成18年1月20日

長久手町環境審議会長 殿

長久手町長 加藤 梅雄

長久手町環境基本条例第7条第5項の規定に基づく長久手町環境
基本計画の変更について（諮問）

長久手町環境基本条例（平成12年条例第16条）第7条第5項の規定によ
って、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

長久手町環境基本条例第7条第5項の規定に基づく長久手町環境基本計画の
変更について

答申

18長環審第1号
平成18年3月17日

長久手町長 加藤 梅雄 殿

長久手町環境審議会
会長 半田 暢彦

長久手町環境基本計画の変更について（答申）

平成18年1月20日付18長環第26号で諮問のありました長久手町環境基本
計画の変更について、長久手町環境基本条例第7条第5項により町の環境に対
する考え方や取組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

本計画（案）は、社会経済情勢、住民意識の変化、町をとり巻く課題等を整
理し、優先すべき施策や具体的施策の着手時期を明確にされたことは評価すべ
きものでありますが、第一次計画の実効性を更に高める計画とするため、下記
の事項について配慮されることを求めます。

記

- 1 町は本計画を有効に推進させるためには、住民・事業者との連携を深めて
いくことが必要であり、早期において住民、事業者及び行政で構成する協議
会などの組織づくりを行うことが重要です。
- 2 行政が取り組む施策には、責任の所在を明確にするうえで担当課名を記述
すること。
- 3 本計画の将来ビジョンや計画の要旨を分かりやすい方法でPRし、環境に
関する様々な情報は公開するとともに、共有化にも努めること。

4. 審議会委員

区 分	氏 名	分 野 別
委 員	石坂 隆	学識経験者（名古屋大学助教授）
委 員	亀谷 尚政	住民代表（環境カウンセラー）
委 員	川島 勝	学識経験者（植物愛好家）
委 員	川本 幸政	団体代表（商工会）
委 員	権田 武彦	学識経験者（愛知学院大学教授）
委 員	坂本 理恵	団体代表（ＪＡあいち尾東農協）
副会長	柴田 英治	学識経験者（愛知医科大学助教授）
委 員	柴田 泰雄	住民代表（地域環境保全委員）
委 員	住奥 雅美	住民代表（地域環境保全委員）
委 員	高橋富士雄	企業代表（（株）豊田中央研究所）
委 員	長田 芳枝	企業代表（ホーユー（株））
委 員	西田俊二郎	企業代表（日東工業（株））
会 長	半田 暢彦	学識経験者（名古屋大学名誉教授）
委 員	水谷 千治	公募住民
委 員	百瀬 則子	企業代表（ユニー（株））

(敬称略、五十音順)

5. 検討委員会委員

区 分	部 課 等 名	職 名
会 長	民生部環境課	環境課長
委 員	町長公室企画課	課長補佐兼 IT・統計係長
委 員	総務部総務課	管財係長
委 員	民生部福祉課	課長補佐兼福祉係長
委 員	民生部健康課	保健予防係長
委 員	民生部環境課	課長補佐兼ごみ対策係長
委 員	建設部産業観光課	課長補佐兼商工観光係長
委 員	建設部土木課	課長補佐
委 員	建設部都市整備課	課長補佐兼都市計画係長
委 員	建設部下水道課	業務係長
委 員	消防本部総務課	課長補佐
委 員	教育委員会事務局学校教育課	課長補佐
委 員	教育委員会事務局社会教育課	課長補佐

6. 2005(H17)年環境に関するアンケート調査結果（抜粋）

(1) 調査の概要

○住民アンケート

調査対象：町内在住の20歳以上の住民（以後「一般住民」という）

町内6大学の学生（以後「大学生」という）

調査時期：一般住民 2005(H17)年7月～8月

大学生 2005(H17)年7月

抽出方法：一般住民 住民基本台帳より大字別に無作為抽出

大学生 各校50名ずつ学校が抽出、町内在住者を対象

調査方法：一般住民 郵送によるアンケート用紙の配布・回収

大学生 各学校を通じてアンケート用紙の配布・回収

回収率：32%（配布1500票、回収475票）

○事業所アンケート

調査対象：町内の事業所

調査時期：2005(H17)年7月～8月

抽出方法：タウンページより業種別に無作為抽出

調査方法：郵送によりアンケート用紙の配布・回収

回収率：32%（配布200票、回収64票）

○児童・生徒アンケート

調査対象：町内の小学5年生および中学2年生

調査時期：2005(H17)年7月

抽出方法：全員

調査方法：各学校を通じてアンケート用紙の配布・回収

回収率：100%（配布・回収小学生477票、中学生374票）

(2) アンケート調査結果

アンケート調査結果のうち、環境の現況に対する評価、環境に対する意識、環境の保全および創造に関する施策に関連する問いを中心に掲載しています。

住民アンケート調査結果

《環境の現況に関する満足度と将来の長久手町にとっての重要度》

本編「第1編 計画の策定について」(P.6～P.7) 参照。

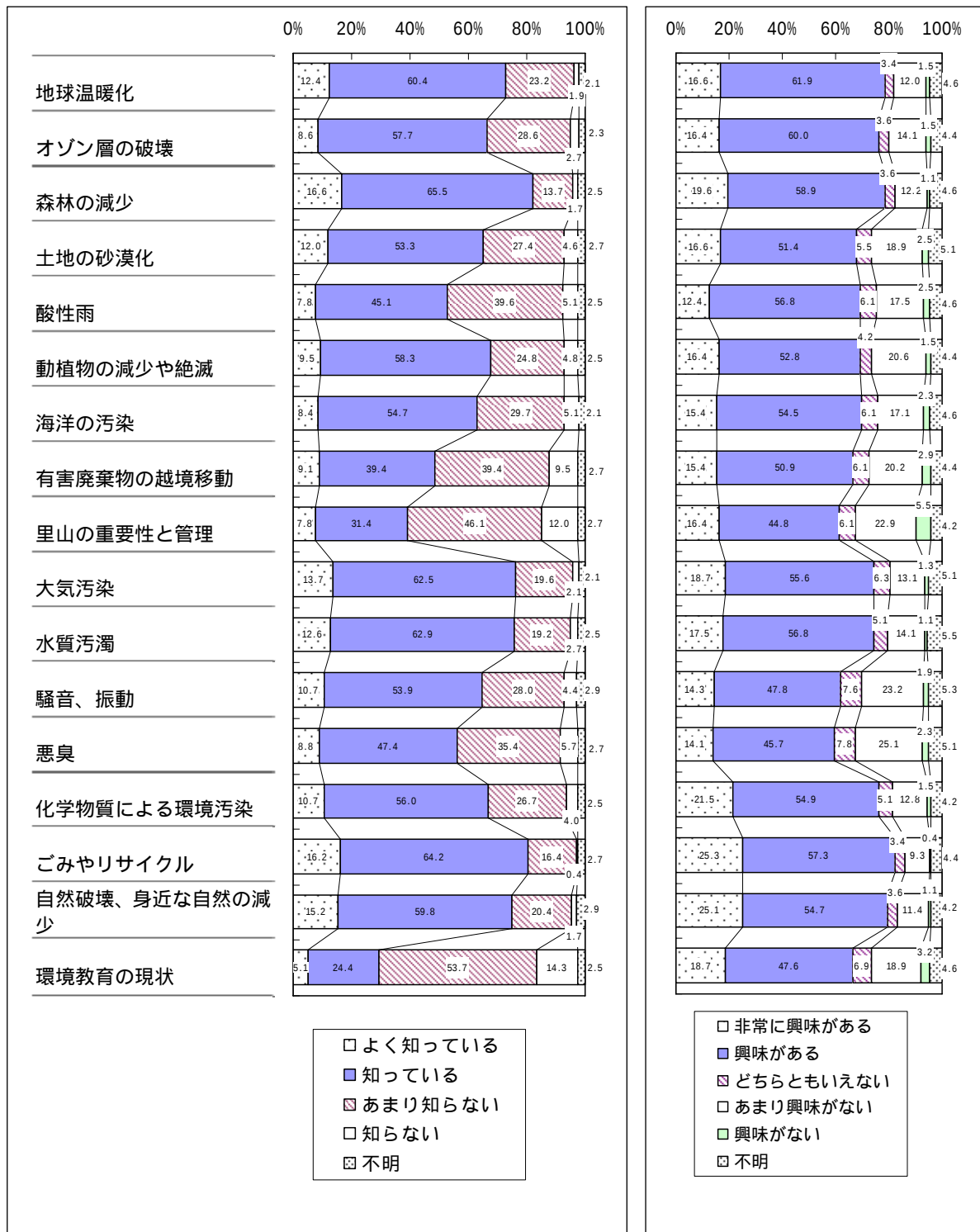
《過去5年間の長久手町の環境の変化》

本編「第1編 計画の策定について」(P.7) 参照。

《環境にやさしい行動の実施状況》

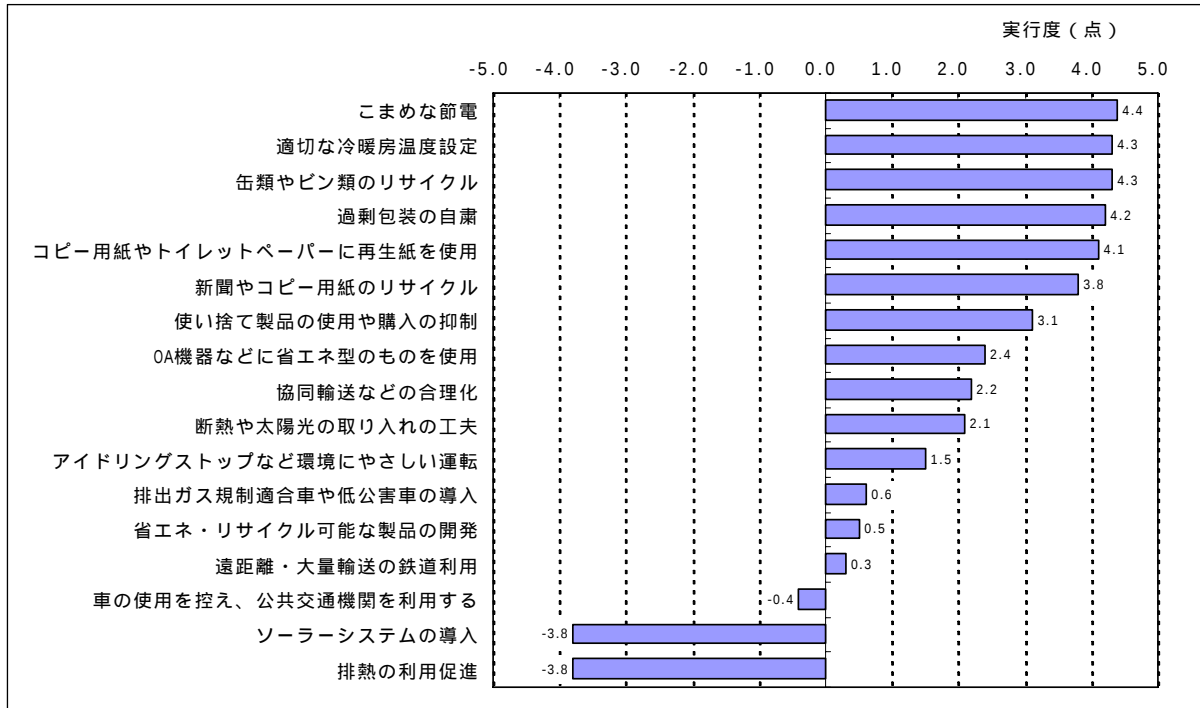
本編「第1編 計画の策定について」(P.8) 参照。

《環境に関する知識および興味の有無》



事業所アンケート調査結果

《省エネ・リサイクル行動の実施状況》

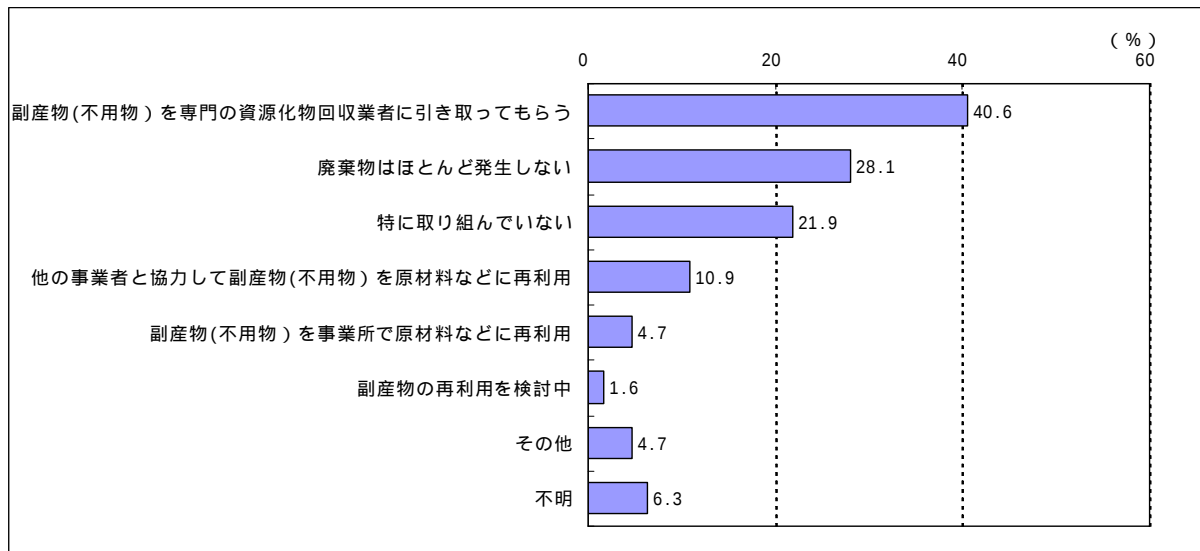


注) 実行している: 5点 今後実行したい: 2点 今後とも行わない: -5点 として回答数から実行度を算出した。

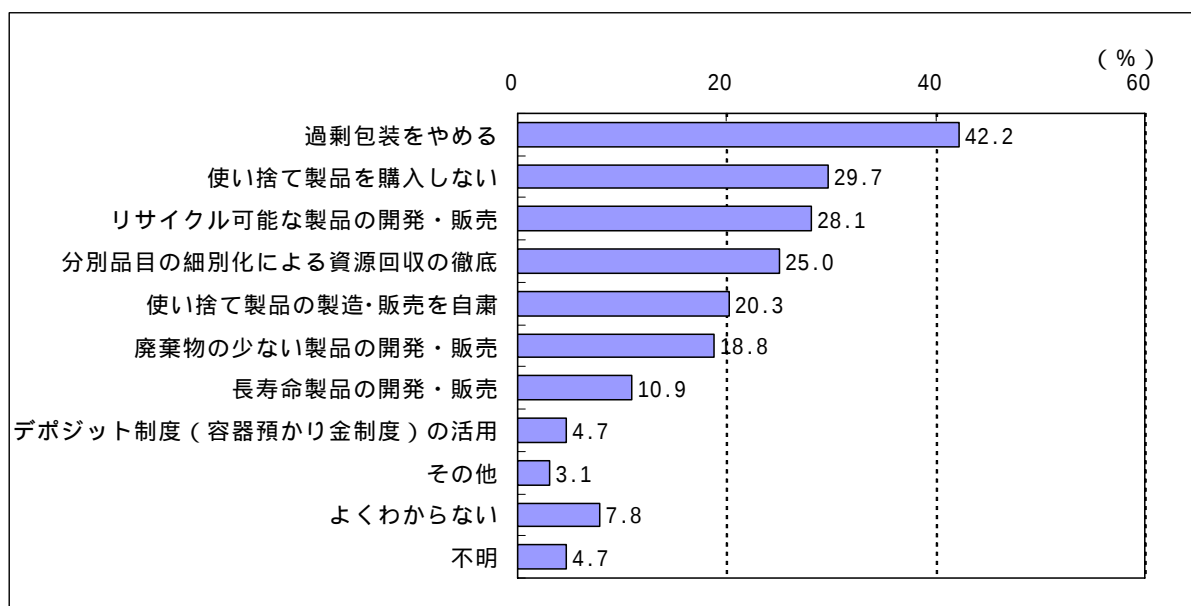
《社員教育・地球環境問題に関する行動の実施状況》

本編「第1編 計画の策定について」(P.9) 参照。

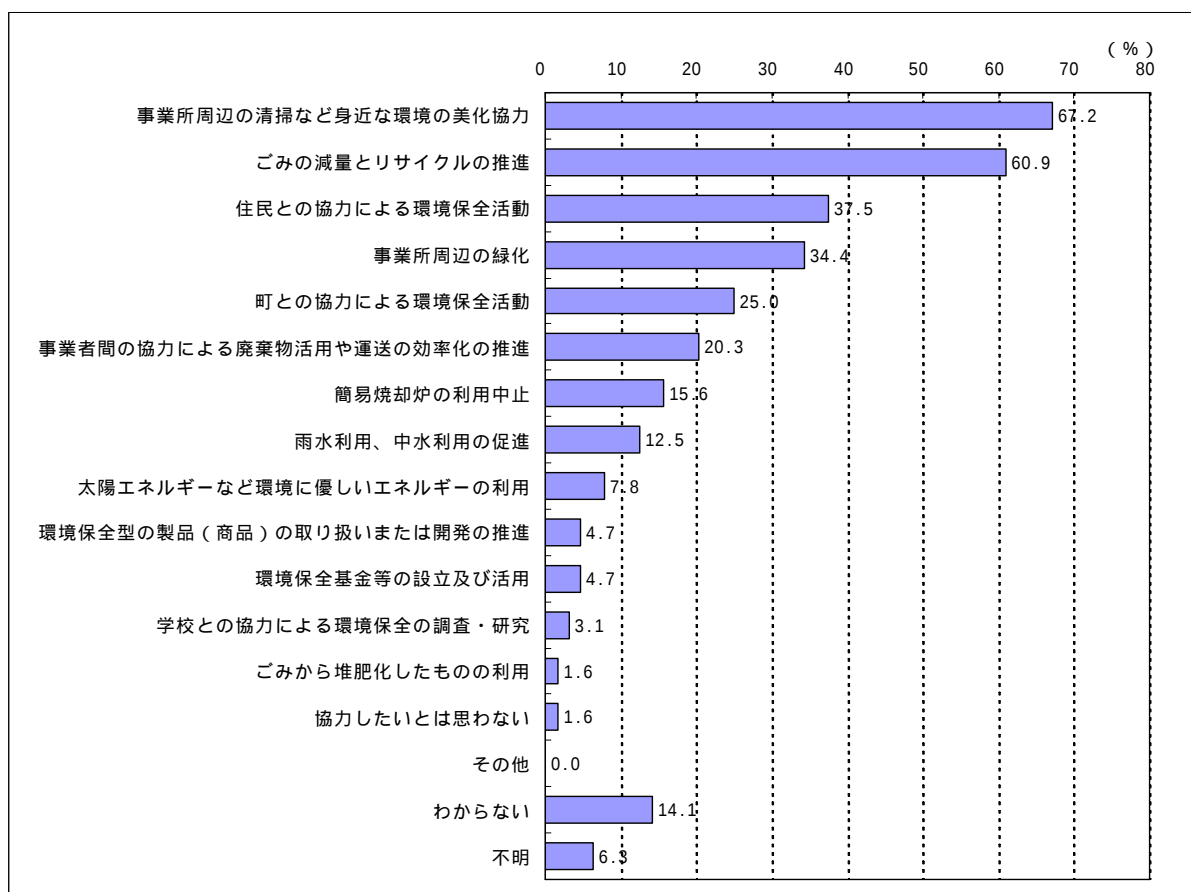
《産業廃棄物のリサイクル(複数回答)》



《ごみ減量のために事業者が行うべき有効な方法（複数回答）》

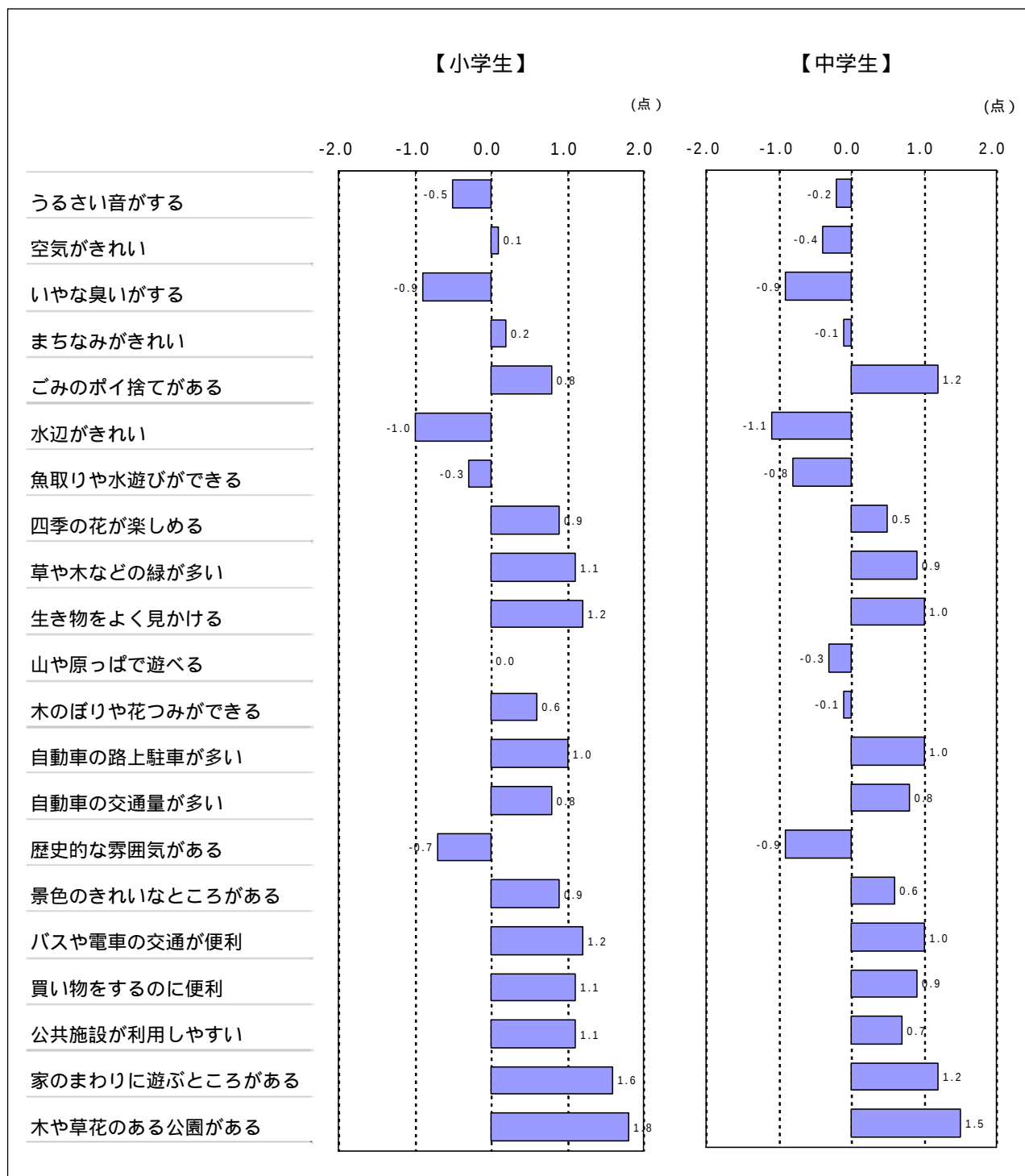


《環境保全に関する協力（複数回答）》



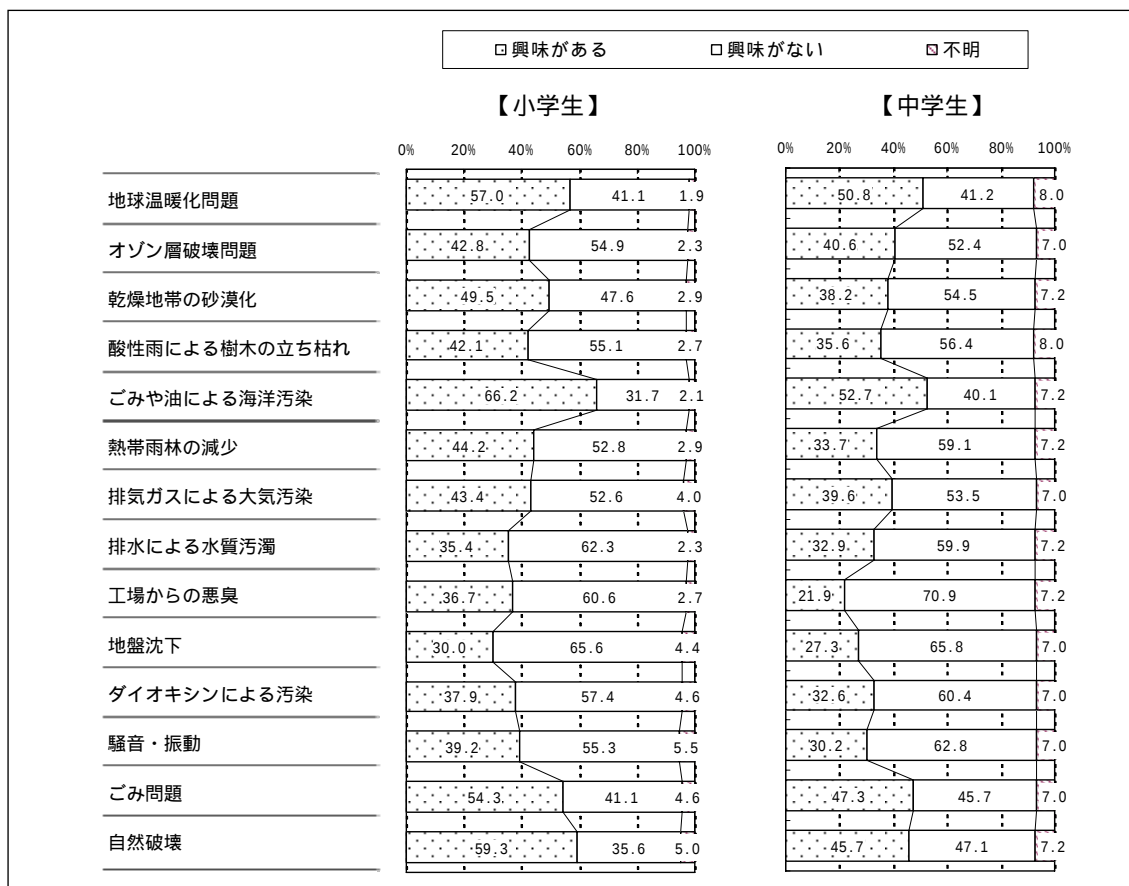
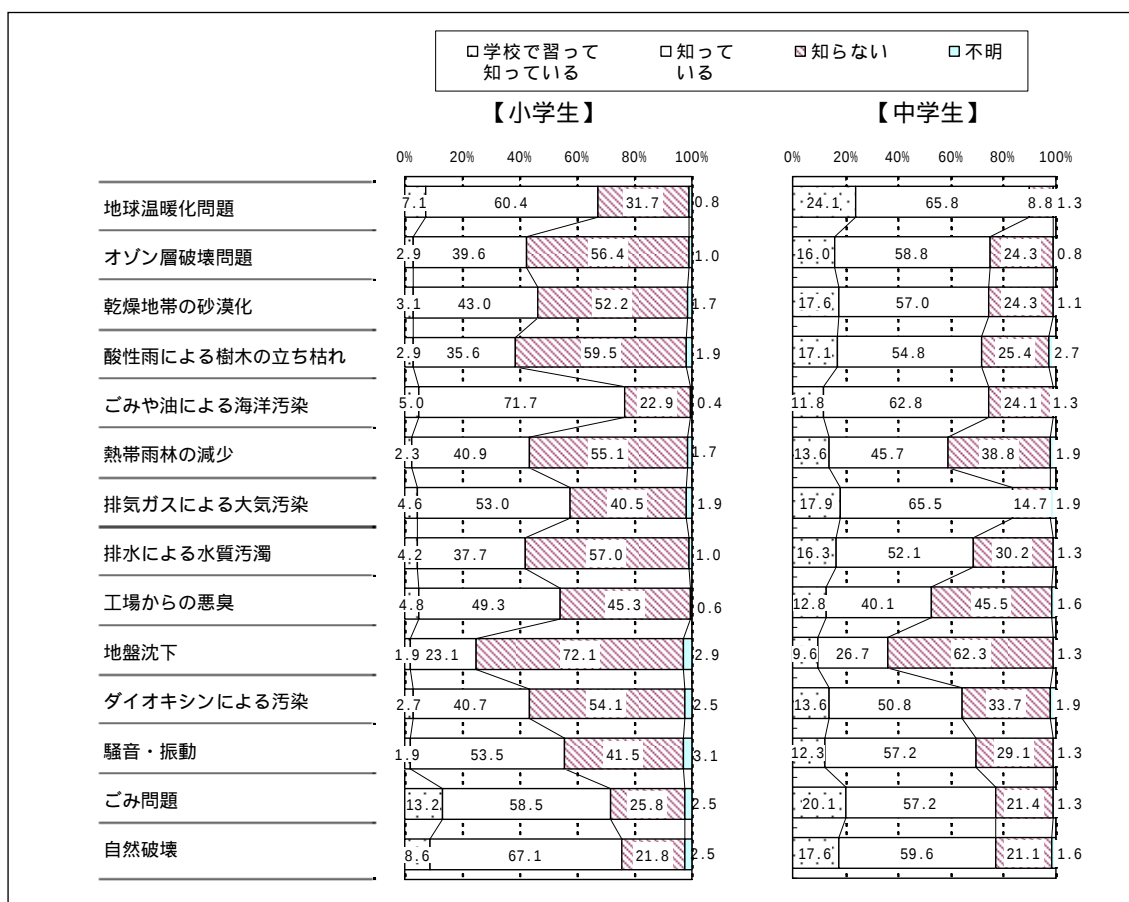
児童・生徒アンケート調査結果

《家の周りの環境の状況》

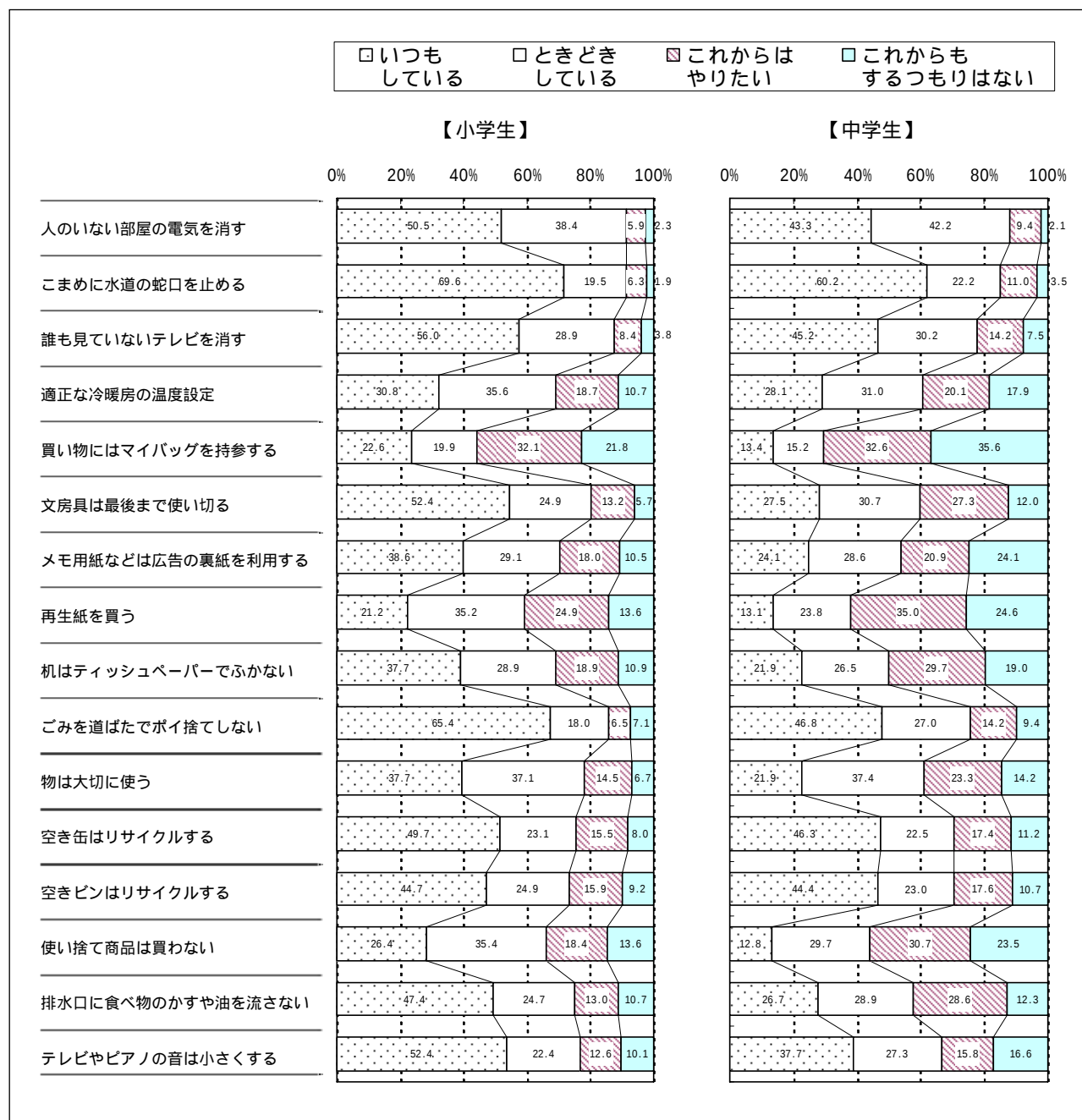


注) はい: 2点 どちらともいえない: 0点 いいえ: -2点 として回答数から平均点を算出した。

《環境に関する知識および興味の有無》



《環境にやさしい行動の実施状況》



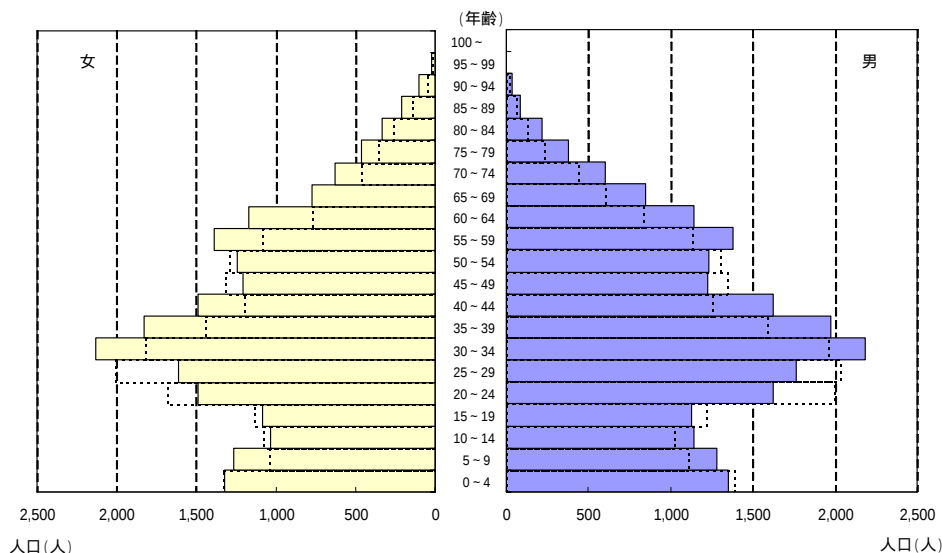
7. 町の環境の変化

(1) 基礎的条件

人口

本町の人口は、近年は増加率がやや鈍化しているものの一貫して増加傾向にあり、平成 17 年で約 42,000 人となっています。

本町の人口は、30～39 歳が最も多くなっています。平成 11 年度と比較すると、人口構成のピークが上方へ移行しており、30 代以上の人口が増加し、20 代以下の人口が減少する傾向が見られます。



注) 住民基本台帳による。実線は平成 17 年度、点線は平成 11 年度を示し、いずれも 4 月 1 日現在。

資料)「ながくての統計」(長久手町)

人口構成

産業の状況

産業構成

本町の事業所数は、卸売・小売業・飲食店が 41%、サービス業が 29%を占め、次いで、建設業、不動産業となっています。また、規模別では 1～4 人の小規模な事業所が 50%を占めています。

業種別の事業所数は全体に増加傾向にあるものの、平成 8 年から平成 13 年にかけて建設業、製造業がわずかに減少しています。

農業

本町の農家の総戸数は、昭和 45 年の 797 戸から平成 12 年の 412 戸と約半数になっています。専業農家は平成 2 年に 4 戸と大幅に減少したものの、その後増加し、平成 12 年には 17 戸になっています。一方、兼業農家は平成 2 年以降減少傾向にあります。

本町内の経営耕地面積は田が大部分を占めています。昭和 45 年から平成 2 年にかけて大幅に減少したものの、その後の減少は穏やかになっています。

土地利用の状況

本町では昭和 47 年から土地区画整理事業が始まり、農地および森林が減少し、宅地が増加しました。「土地に関する統計年報」(愛知県)によると、宅地面積は平成 2 年から 16 年にかけて約 1.3 倍に増加して、全体の約 24%となっています。一方、森林は減少したものの約 22%を占めています。

交通の状況

公共交通機関の状況

本町における公共交通機関は、大部分を路線バスに頼っており、路線数、運行台数とも地下鉄藤ヶ丘駅を中心とした町西部に偏っています。町では路線バスを補完するため、平成 10 年 7 月から町内の公共施設を中心に運行する巡回バス(N-バス、料金は 1 乗車につき 100 円)の運行を始め、平成 17 年 10 月 1 日現在 8 コースが設定されています。

利用状況は、平成 12 年以降年間乗車人数が約 14～16 万人で推移しています。有料乗車率は 30～35%であり、大きな変動はありません。

自動車保有台数

本町では、登録自動車台数は年々増加しているものの人口も増加していることから、自動車 1 台当たりの人口比は約 1.9 人で推移しています。

資源・エネルギーの利用状況

上水道の整備状況と利用状況

本町の上水道は、愛知中部水道企業団により供給されており、町内全域が給水区域となっています。上水道の普及率は 99.7% で推移しています。

市街化にともなう給水人口の増加等による水需要の増加により、1 日平均給水量は年々増加しています。一方、1 世帯当たり 1 日平均給水量は減少傾向にあり、平成 16 年度には平成 9 年度から約 10% 減少しています。

用途別では、家庭用が最も多く約 80% 近くを占め、次いで営業用となっています。使用量に大きな変化は見られません。

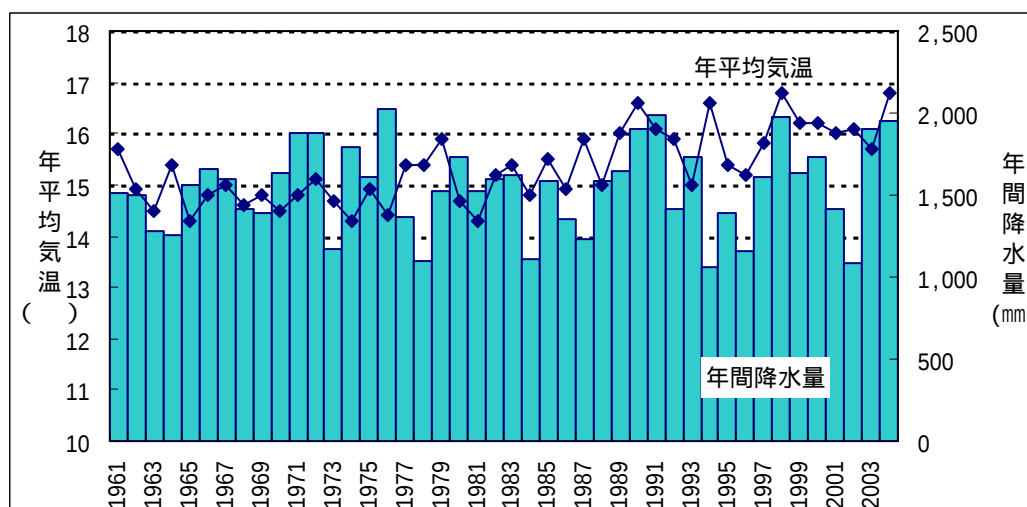
ガスの利用状況

都市ガスの年間消費量は年々増加しています。現在、各利用目的別の使用量では家庭用が最も多く、次いで工業用、医療用となっています。また、経年変化を見ると、公用は消費量が減少し、それ以外の目的の消費量は増加しています。

1 戸当たりの消費量は家庭用が最も少なく、経年的に見てもほとんど変動がありません。また、商業用、工業用は増加傾向にあります。一方、医療用は、平成 10 年度に一旦減少したものの、それ以降横這い傾向になっています。公用は減少傾向にあります。

(2) 自然環境

本町の年平均気温は 14～16℃、総雨量は概ね 800mm～1,800mm となっています。参考として、名古屋地方気象台の過去 30 年の観測結果を示します。



注) 名古屋地方気象台の過去 30 年間の測定値の平均値。

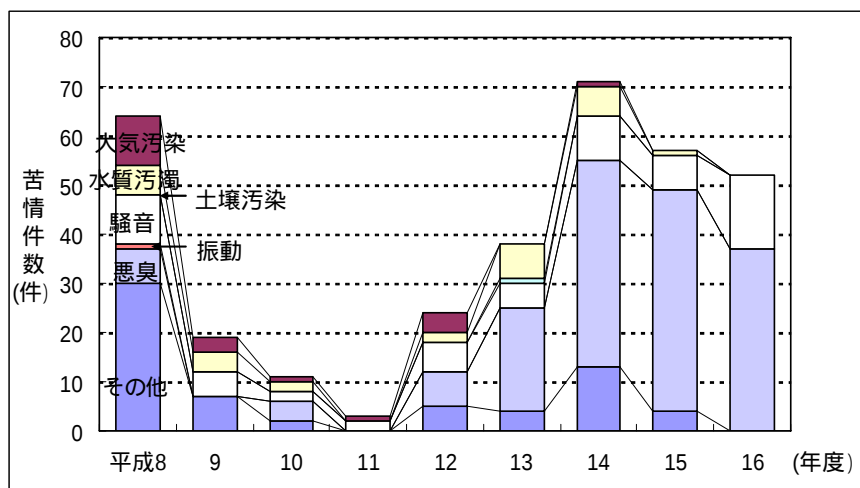
資料) 気象庁

本町周辺の年平均気温と月降水量

(3) 生活環境

公害苦情の状況

本町における公害等に関する苦情の件数は、平成 11 年度に一旦減少したものの再び増加傾向にあります。平成 8 年度から 9 年度で最も多いのは「その他」でしたが、平成 13 年度以降は「悪臭」の苦情が増加し、平成 14 年度には全体の約 60% を占めています。そのほかは、騒音、水質汚濁などで、毎年 5 件前後あります。

資料)「愛知県統計年鑑」(愛知県)
公害等苦情受付件数の推移

大气污染

本町では、長久手中学校において、二酸化硫黄（平成 14 年度まで）、二酸化窒素、一酸化炭素（平成 14 年度まで）、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて通年の大気汚染調査が行われています。

長期的評価には、平成 9 年に浮遊粒子状物質が環境基準を超えていたことを除き、概ね満足しています。短期的評価では、二酸化硫黄（三宅島噴火の影響あり）、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントで環境基準を超えています。

水質污濁

本町では、香流川 6 箇所、香流川以外の河川 10 箇所において、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数の 6 項目を調査しています（原則として河川は 6 回/年の調査）。

一般に河川の汚濁の程度を示す指標としてよく用いられる BOD の現況は以下のとおりです。なお、町内の河川には環境基準が指定されていませんが、香流川の合流先の矢田川上流の D 類型（8mg/L）を適用して判断します。

香流川では、香流川以外の河川と比較して年平均 BOD 濃度は低く、環境基準 D 類型を満足する地点が多くなっています。特に湯ノ花水門では 1~4mg/L と低くなっています。砂防公園では平成 10 年度、11 年度に環境基準を大幅に超えることがあったものの、平成 14 年以降は 4mg/L 未満になっています。

一方、香流川以外の河川では、BOD の 75% 値が環境基準を超過することが多く、特に森孝川では、過去 7 年間で一度も環境基準を満足していません。一方で、東山川と雁又川(落合橋)は 1~6mg/L で、過去 7 年間で環境基準を満足しています。

騷音・振動

本町内では、県道力石名古屋線において騒音および振動調査が行われています。

騒音レベルは、平成 12 年度から 15 年度にかけて、昼間、夜間とも環境基準を超えているものの、平成 16 年度では、昼間、夜間ともに環境基準を満足しています。また、平成 13 年度以降は要請限度を満足しています。

振動レベルは、平成 12 年度以降、全ての時間帯で振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）を下回っています。

悪臭・土壤汚染

本町で、はほぼ毎年、悪臭に関する苦情が発生しています。平成13年度以降は、悪臭に関する苦情が、苦情全体の約60%に達しています。特に、焼却に関するものが増えています。

土壌汚染に関する苦情は、過去８年間で１件のみとなっています。

ごみ処理の状況

ごみ処理方法

本町では、一般家庭から排出されるごみ（以後「一般家庭ごみ」という）については、基本的に収集は町が、中間処理および最終処分を尾張東部衛生組合が実施しています。また、店舗および事業所等から排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが運搬するか、または、事業者の委託による許可業者が収集運搬を行い、中間処理および最終処分は尾張東部衛生組合が実施しています。

一般家庭ごみは、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん、かん、ペットボトル、古紙、古着・古布、プラスチック製の容器包装ごみ）に分別され収集されています。また、これらの収集とは別に、このほかに廃乾電池、廃天ぷら油、牛乳パック、住民団体による資源回収が行われています。牛乳パックは役場環境課において図書券と交換しています。

産業廃棄物は、産業廃棄物の収集・運搬に係わる許可業者により収集・運搬され、産業廃棄物処分場において処理されます。なお、医療廃棄物については、晴丘センターにおいて受け入れを行っています。

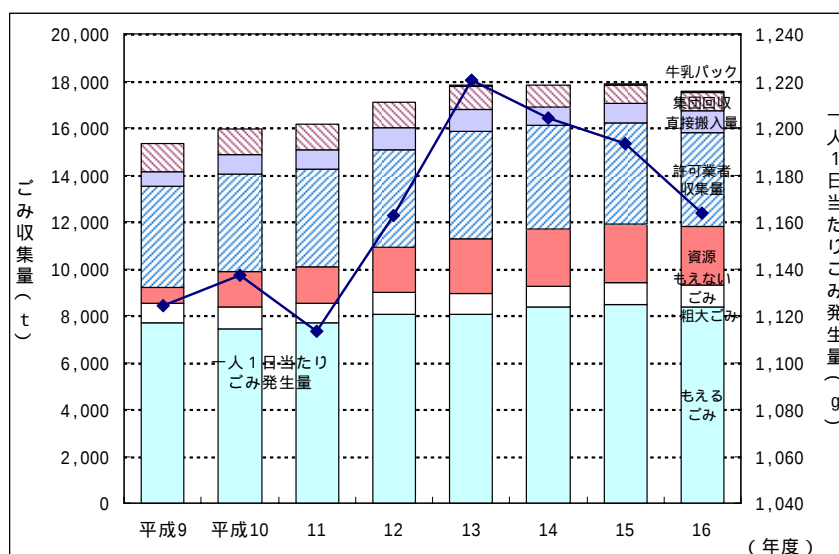
本町の一般廃棄物の内、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては中間処理および最終処分は尾張東部衛生組合で行なっています。

不燃ごみおよび粗大ごみは選別された後に破碎処理され、鉄、アルミ、可燃物、不燃物に選別されます。鉄およびアルミは資源化され、可燃性破碎残渣は可燃ごみとともに焼却または熔融処分されます。不燃性破碎残渣および焼却残渣（焼却灰）は同組合の北丘灰埋立地または愛知臨海環境整備センター（ASEC）において埋立処分されます。

また、資源は資源再生業者に引き渡しています。

ごみ発生量

年間発生量は増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。一人1日当たりの発生量は増加していたものの、平成14年度以降は減少傾向が見られます。



注) 一人1日当たりごみ発生量は計画収集人口に対して算出した。

資料) 「環境事業概要」(長久手町)

ごみ収集量および一人1日当たりごみ発生量の推移

ごみの減量化・資源化の現状

町では平成3年度より、あらかじめ登録した住民団体が、古新聞・古雑誌などの資源回収を行い廃品回収業者に売却した際に、その回収量に応じて100kgあたり200円の奨励金を交付しています。団体による資源回収量は徐々に減少しており、平成9年度の約1,200tに対して、平成16年度には800tとなっています。資源回収団体数も減少傾向にあり、現在46団体となっています。

生ごみ処理に関する補助対象数は、年間あたりでは徐々に減少しているものの、コンポストの累計は1,000基を越えています。近年では、密閉バケツの補助対象数が増加しています。また、役場における牛乳パックの回収量は徐々に増加しています。

ごみ処理施設の概要

尾張東部衛生組合の中間処理施設として尾張旭市に晴丘センターがあり、焼却施設および粗大ごみ処理施設が設置されています。最終処分場としては瀬戸市に北丘灰埋立地があります。本町内には、一般廃棄物のごみ処理施設はありません。

ごみ処理施策の現状

本町においては、自治会の衛生委員により排出指導等がなされています。

その他婦人会、PTA、子ども会等がリサイクルの主体となっており、任意団体においてもごみについての活動を行っています。また、小・中学校においても、環境教育の一環や生徒会活動として、ごみについての活動を行っています。

生活排水処理の状況

生活排水等処理について、浄化槽およびし尿の収集以外に、本町には公共下水道と農業集落排水事業のシステムがあります。

公共下水道および農業集落排水施設（以下「下水道等」という。）の普及率は2005(H17)年3月末現在で72.2%程度、下水道等が整備されている地区における各家庭の下水道等への接続率も公共下水道で82.1%、農業集落排水で86.6%となっています。

(4)都市・快適環境

公園・緑地の整備状況

平成16年度現在、本町の都市公園は都市計画決定している31ヶ所の公園を整備し（内2ヶ所は部分開設）、さらに4公園を農村公園として整備しています。また、子どもの身近な遊び場として、児童遊園等を20ヶ所整備しています。

都市計画公園に指定されている公園を基に一人当たり公園整備水準を見ると、平成17年4月現在では6.5m²/人整備されており、「都市公園法施行令」（昭和31年9月 政令第290号）に定める市街地の住民一人当たりの標準「5m²以上」を満足しています。

(5)広域・地球環境

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等の「温室効果ガス」により、地球の気温が上昇する地球温暖化問題は、緊急に取り組まねばならない問題です。

1997年(平成9年)12月の地球温暖化防止京都会議(COP3)において各国の温室効果ガス削減のための具体的な数値目標が提示され、その後、先進国と開発途上国の対立や、最大の排出国であるアメリカやオーストラリアの脱退があったものの、2005年(平成17年)2月に議定書が発効しました。

我が国は、2008年から2012年の目標期間までに、温室効果ガスの排出量を1990年比6%まで削減することが課されました。

酸性雨

我が国では、環境省が昭和58年度から平成12年度にかけて5年ごとに第1次、2次、3次、4次の酸性雨対策調査を実施しています。第4次調査の平成10年度から12年度までの調査データを基にまとめられた報告によると、過去の結果に引き続き、全国的にpH5.0未満の酸性の強い雨が確認されました。これはヨーロッパやアメリカと同程度の酸性度であり、その影響が懸念されていますが、現時点では森林や湖沼等への被害は確認されていません。地域的には都市地域においてpHがやや高い（酸性度が低い）傾向が見られます。

オゾン層破壊

人工的な物質であるCFC（クロロフルオロカーボン：いわゆるフロン的一种）等が大気中に放出された後、成層圏に達し、そこで太陽の紫外線によってCFC等が分解されて生じた塩素原子や臭素原子が触媒となって、成層圏のオゾン層を破壊することが問題になっています。オゾン層が破壊されると、それまではオゾン層に吸収されていた太陽光線に含まれる有害紫外線の地上への到達量が増加し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

1987年に締結された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」等に基づき、国際的な対策が進められています。

8. 用語解説

【あ行】

ISO14000 シリーズ

国際標準化機構(ISO)が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格(国際規格)のこと。このうち、ISO14001 は、組織が環境マネジメントシステムに適合していることを表明する場合に用いられる規格で、事業者は、審査機関に申請して合格すると、規格適合の認証を取得できる。有効期限は3年で、更新することができる。

これは企業だけにとどまらず、あらゆる組織、団体を対象にした規格であり、地方自治体等の行政においても取得する動きがある。

アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。

軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定した。

日本でも、大気汚染防止法(1968[S43])により、1989(H1)年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。2005(H17)年にアスベストによる健康被害が多数報告されたことから、2006(H18)年2月に「石綿被害者救済法」が制定、さらに石綿の除去を進める関連4法が改正された。

硫黄酸化物

石油や石炭等の化石燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト等の総称。二酸化硫黄(SO₂)は呼吸器系への悪影響があり、四日市ぜんそく等の原因となった。また、酸性雨の原因の一つになっている。

インターロッキング舗装

形状、色調、パターンを変えたブロックを景観に配慮して敷設する道路舗装。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、生産や生活の基盤を形成する構造物のこと。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。

EXPO エコマネー事業

地球温暖化防止や循環型社会の実現を目的に、市民・企業・行政それぞれが協力し合い「環境に配慮した活動」(エコ活動)を促進する社会システム構築を目指した実験事業。参加者は、万博会場内、また会場外の協力店舗(サポーター)で買い物時にレジ袋を断ったり、公共交通機関を利用することで“EXPO エコマネー”(=ポイント)を貯めることができ、「EXPO エコマネーセンター」で、貯まったポイントを植林事業に還元したり、エコ商品に交換することができる。

エコカー→「低公害車」参照

エコポイント

環境負荷を低減する行動や、地域に役立つ行動をとった人に一定のルールに基づきポイントを与え、サービス等に交換する制度。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。

オープンスペース

広々とした空間のこと。公園・広場等、建物によって覆われていない土地の総称。市街地では休息の場所や防災上の避難場所として確保されることがある。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域の中で、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。

近年、大気中に放出されたフロンやハロン等のオゾン層破壊物質が下部成層圏で波長200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、放出された塩素原子がオゾン分子と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体に一旦吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等がある。

【か行】

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で使用する利用形態。利用時間や距離などで費用を分担する。

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂等からの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD 負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

環境汚染物質排出・移動登録(PRTR)

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するもの。化学物質の排出および移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものである。

環境カウンセラー登録制度

民間の自主的な取り組みを支援するため、環境省が 1996(H8)年度に創設した制度。環境に関する知識や経験を活用して環境に関する相談や助言を行える人を広く一般から募集し、一定の要件を満たす人を「環境カウンセラー登録簿」に登録する。この名簿を広く一般に公表することで市民や事業者からの環境保全活動等に関する相談・助言の要請や、環境学習に際しての講師派遣の依頼等に応えようというもの。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法(1993[H5]年)第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染および地下水について定められている。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を

最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。

具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿等の農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

環境マネジメントシステム

企業等の組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標および方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムともいわれる。ISO 14000 シリーズは、企業等の組織が環境マネジメントを行うときの組織内システムのあり方を定めた国際規格である。

環境リスク

化学物質等による環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)を示す。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価される。

近隣騒音

家庭のピアノ、クーラーからの音、ペットの鳴き声等の生活騒音、飲食店営業等の営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音等のこと。

クローズドシステム

排水や排気等を回収、浄化処理し、再利用することにより系外への排出を行わないシステム。

景観形成作物

収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のこと。

CATV

ケーブルテレビのこと。アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバー・ケーブルを用いて伝送する有線のテレビで、双方向通信が可能である。回線は電話・インターネットにも用いられる。

県民の生活環境の保全等に関する条例第 66 条「屋外燃焼行為に関する規制」

愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」において、「燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いしないで燃焼させてはならない。」のこ

とを示す。

光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い物質の総称。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こし、生じたもの。人体への影響は、高濃度の時には眼を刺激し、呼吸器、そのほかの臓器に影響を及ぼすといわれている。また、オキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い春～夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

コジェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房等低温で間に合う用途に利用するシステム。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上する。

子どもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習および環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境庁が1995(H7)年から募集し、発足したクラブ。各クラブは小中学生数人から20人程度で構成される。本町では、環境課でこのクラブの登録を行っている。

子どもセンター

民間も含めたさまざまな関係機関や地域の関係者から、地域の子どもの体験活動や子育てサークル等に関する情報を収集し、提供する拠点。文部省の「全国子どもプラン(緊急3ヶ年戦略)」の施策の一つとして全国に子どもセンターを設置することが定められている。町内では事務局が教育委員会社会教育課にある。

コミュニティゾーン

住宅地において歩行者の安全を優先する区域。

【さ行】

里山

里山とは、狭義としては標高の低いなだらかな丘陵に人手によって形成され、維持管理されてきた林のことを示し、広義としてはこのような林と周囲の農地やため池、小川、草地等と一体となって形成される環境をいう。「里山」は、古くから人の利用と自然の豊かさが調和して保たれてきた日本を代表する自然であり、生物の多様な生息環境として、また安らぎを与える身近な自然としての機能を有しており、近年、その重要性が認識されている。

本計画書では広義の意味を採用する。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動等により生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっている。このため、一般にはpH5.6より低い雨を酸性雨という。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれている。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。欧米では、湖沼や森林等の生態系への被害も発生している。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略。海域や湖沼における主として有機物による水の汚れ度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤(過マンガン酸カリウム)で化学的に酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。値が高いほど、汚濁が進んでいることを意味する。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

持続的発展

将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求をも満足させるような発展のこと。環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく発展することが持続的な発展につながるという考え方。

市民農園

自然とのふれあいを求める住民に対し、その機会等を提供するために、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民緑地制度

緑地の確保を目的として、行政が土地所有者から土地を借り受け、緑地として整備し、住民に開放する制度。借り受けた契約の期間は、緑地の管理は行政が行うこととなる。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。

食育

心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指すものである。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむこと。

水源かん養機能

森林が有している機能の一つで、地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のこと。樹木、落ち葉および森林土壌の働きにより、降水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることにより、洪水調節、渇水緩和等河川流量の平準化を図ったり、地下水や湿地を維持することができる。

生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気等)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物の多様性

すべての生物の間の違い(変異性)をいう。生物多様性には、種内(遺伝子)の多様性、種間の多様性および生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で住民の休息、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園。

【た行】

ダイオキシン類

1999(H11)年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナ-ポリ塩化ビフェニルと規定された。ごみの焼却等により非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等多岐にわたっている。

地区計画制度

比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や道路・公園の配置等、地区の特定にふさわしい良好な街区を整備し、保全するための基準を定める制度。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのための公園。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にともなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

中水

生活用水や事業用水のなかで、水洗トイレ、冷却、冷房、散水等の用途向けに、下水や産業排水の再生水等を利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

デポジット制度

飲料容器等を販売する際に、あらかじめ回収の手数料を付加し、回収する際に預り金を返金する制度。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市町村が指定したものをいう。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法(舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透)。主に都市部の歩道等に使用される例が多く、地下水の保全・かん養、街路樹の育成および雨水流出抑制等の効果がある。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。

都市林

都市公園法施行令第2条第2項に定められた都市公園で、主として動植物の生息・生育地である樹林地等の保護を目的とするもの。市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地、草地、水辺からなる。野生動植物の保護を図るほか、都市気候の改善を図るなど、都市の良好な自然的環境を形成する緑地である。

【な行】

ネイチャー探検隊

児童を対象とし児童館が行っている、身近な緑や川を対象とした自然観察。観察以外にも、町内の身近な自然の中で葉や木を集めてきて工作を行ったりする。

二酸化硫黄

石炭や石油等の化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬等の事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガス等から発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化窒素

石油、ガス等の燃料の燃焼にともなって発生し、工場、自動車等が主な発生源である。人の呼吸器系に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

農業集落排水施設

農業用の用排水や河川等の水質保全と農村生活環境の保全のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水进行处理する施設。

【は行】

排水性舗装

道路表面が多孔質で、その孔から雨水を浸透させ、道路脇の排水溝等へ流れ出す構造の舗装。道路表面には雨水が貯まらず、スリップ防止等の効果がある。また、自動車の走行にともなう騒音を低減する効果もある。

パークアンドライド

都市周辺駅に駐車場を設置することにより、公共交通機関への乗り換えを促進し、都市内へ集中する自動車交通量の削減を図る方式。

バスロケーションシステム

路線バスの到着予想時刻や目的地までの所要時間を自動表示するシステムのこと。

バリアフリー

高齢者や障害者等の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

ハロンバンク登録消防設備

ハロンバンク推進協議会に登録されている消防設備のこと。ハロンバンク推進協議会とは、既に生産され、消火設備、機器として設置済みのハロンのデータベースを作成し、ハロンの回収、リ

サイクルを行うことを目的として、1993(H5)年7月に設置された協議会である。なお、ハロンの生産は1993(H5)年末に中止された。

pH(水素イオン濃度指数)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH7が中性、7より大きくなるとアルカリ性、7未満が酸性となる。pHが6.5～8.5の範囲を出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響がでるといわれ、魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略。河川等の水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物等の汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多い。

ppm

ppm(parts per millionの略)は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が百分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味する。

例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg中に1mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmという。

ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味する。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされている。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念である。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなる現象。

等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

人にやさしい街づくり計画

本町が策定した計画で、子ども、老人、障害者等のすべての人が、公共施設や店舗等を円滑に利用できるまちづくりを推進するための基本方針等を定めた計画。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が 10 ミクロン(1cm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫等の冷媒、発泡剤等に広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。

ポケットパーク

快適な都市環境を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに、良好な都市景観の一つとなるような小広場のこと。

第 2 次長久手町環境基本計画

平成 1 8 年 3 月
編集・発行 長久手町

〒 4 8 0 - 1 1 9 6
長久手町大字岩作字城の内 6 0 番地 1
TEL 0 5 6 1 - 6 3 - 1 1 1 1
FAX 0 5 6 1 - 6 3 - 2 1 0 0
E-mail kankyou@town.nagakute.aichi.jp
URL <http://www.town.nagakute.aichi.jp>
